

三、此際左記割合ニテ増給セラレタキコト

イ、壹円七拾銭未滿 三割増給ノ事

ロ、貳円 未滿 二割増給ノ事

ハ、貳円壹銭以上 一割増給ノ事

四、解雇手當ヲ在ノ如ク増額セラレタキ事

即チ現工場長才一田職首ノ者ノ額

五、退職手當ヲ在ノ如ク支給セラレタキ事

前項解雇手當ノ半額

六、臨時休業ノ場合ハ日給金額ヲ支給セラレタキ事

七、余休ノ場合午前中ニ退場ノ節ハ日給ノ八割、午後ニ至リテ退場ノ節ハ日給ノ金額ヲ支給セラレタキ事

右要求ス

大正十三年六月十三日

因島工場従業員

株式会社大阪鐵工所因島工場御中

以上ノ要求各日全部之を拒絶セリ。

午前十時五十分三庄所長土生所助伏等筆議團問題ヲ就キ末場セラレタリ。

夜土生町有志所役場ノ會合ニ筆議協定ヲ爲メ土生所役場基金中より壹万円筆議團ニ支出支給スル件ヲ就キ協議を遂ク十一時過ハ散會セリ。

本日ノ入場者前日ト大差ナリ。

十四日

午前筆議團ハ左記ヒラを町内各戸ニ配布セリ。



三度所民ノ皆様ニ想ふ(馬)

一日働カぬハ一日食ヘないと云ふ今日ノ私共労働者ガ若シ工場ヲ怪我セシムルハ、
氣ヲ罹ラセタトイフ事ト、忽チ其一家ノ糊口ハお粥一盞ナリト云フ事ト許サレない、今
ノ鐵鐵状態ト云フ事ト、又會社ノ都合ニテ首を切ラレタリト、早チ今日から食
ノ事を止められ、生カスルカ、死ぬカ、修めな暗黒ノ谷底ニ蹴落サレテ終ヒナリ。